

## 審査基準（公表用）

健康福祉部 薬務課

法令名	大麻取締法	法令の番号	昭和23年第124号		
許認可等の種類	大麻取扱者免許証再交付	根拠条項	第10条第6項		
審査基準	<p>大麻取扱者免許証再交付は、大麻取締法第10条第6項に基づき審査し、適合している場合に免許書の再交付を行う。</p> <p>1 大麻取扱者免許証再交付申請                  大麻取扱者は、免許書をき損し、又は亡失したときは、15日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、県知事に再交付を申請しなければならない。</p> <p>2 大麻取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に、県知事にその免許証を返納しなければならない。</p>				
受付機関	薬務課	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課
		標準処理期間		3日	目次
		標準経由期間		-日	NO
					3